二　次のいずれかに該当する者

イ　第16項に規定する他制度加入者（企業型年金加入者でない者に限る。）であって、６万２千円からその者に係る令第11条第２号に規定する他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）を控除した額が第73条第２項で定める加入者掛金の最低額を下回るもの

ロ　厚生年金保険法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者（第75条第５号及び第10号において「第２号厚生年金被保険者」という。）又は同項第３号に規定する第３号厚生年金被保険者（第75条第５号及び第10号において「第３号厚生年金被保険者」という。）であって、６万２千円からその者に係る令第34条の２第２号ロに規定する共済掛金相当額（以下単に「共済掛金相当額」という。）を控除した額が第73条第２項で定める加入者掛金の最低額を下回るもの

13・14　（略）

15　この規約において「第５号加入者」とは、第11項から第14項までに定める者に該当しない60歳以上70歳未満の者であって、加入の申出の日の前日において加入者であったもの若しくは運用指図者であったもの、法第82条第１項の規定による個人別管理資産の移換の申出をしたもの、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第82条の３第１項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、同法第82条の４第１項の規定による残余財産（同法第89条第６項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換の申出をしようとするもの又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの（企業型掛金拠出者等を除く。）であって、連合会に申し出て第10項に規定する加入者の資格を取得したものをいう。

16～27　（略）

（連合会が指定する者及び企業年金連合会に委託する事務）

第28条　（略）

２　連合会は、第26条第１項第９号に掲げる事務の一部を企業年金連合会（確定給付企業年金法第91条の２第１項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託できるものとする。

（加入の申出）

第30条　（略）

２～４　（略）

５　前各項に掲げる者に該当しない60歳以上70歳未満の者であって、加入の申出の日の前日において加入者であったもの若しくは運用指図者であったもの、法第82条第１項の規定による個人別管理資産の移換の申出をしたもの、確定給付企業年金法第82条の３第１項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、同法第82条の４第１項の規定による残余財産の移換の申出をしようとするもの又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの（企業型掛金拠出者等を除く。）は、連合会に申し出て、加入者となることができる。

６　次の各号のいずれかに該当する者は、前項までの規定にかかわらず、個人型年金の加入者としない。

一　（略）

二　国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた者

７　第１項から第５項までに掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）

二　次のいずれかに該当する者

イ　第15項に規定する他制度加入者（企業型年金加入者でない者に限る。）であって、その者に係る令第11条第２号に規定する他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）が３万５千円を上回り、かつ、２万円から、当該他制度掛金相当額から３万５千円を控除した額を控除した額が第73条第２項で定める加入者掛金の最低額を下回るもの

ロ　厚生年金保険法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者（第75条第５号において「第２号厚生年金被保険者」という。）又は同項第３号に規定する第３号厚生年金被保険者（第75条第５号において「第３号厚生年金被保険者」という。）であって、その者に係る令第36条第５号に規定する共済掛金相当額（以下単に「共済掛金相当額」という。）が３万５千円を上回り、かつ、２万円から、当該共済掛金相当額から３万５千円を控除した額を控除した額が第73条第２項で定める加入者掛金の最低額を下回るもの

13・14　（略）

（新設）

15～26　（略）

（連合会が指定する者及び企業年金連合会に委託する事務）

第28条　（略）

２　連合会は、第26条第１項第９号に掲げる事務の一部を企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の２第１項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託できるものとする。

（加入者の加入の申出）

第30条　（略）

２～４　（略）

（新設）

５　次の各号のいずれかに該当する者は、前項までの規定にかかわらず、個人型年金の加入者としない。

一　（略）

二　令第34条の３に定める老齢又は退職を支給事由とする年金である給付の受給権を有する者

６　第１項から第４項までに掲げる者が加入の申出を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）